

平成25年第2回今帰仁村議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成25年6月10日			
招 集 場 所	今帰仁村議会議場			
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告	開 議	6月13日 午前10時00分		
	閉 会	6月13日 午前11時05分		
出席（応招）議員	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
	1	與 儀 常 次	8	與那嶺 好 和
	2	石 川 清 友	9	山 城 太
	3	内 間 利 三	10	玉 城 克 義
	4	久 田 浩 也	11	東恩納 寛 政
	5	與那嶺 篤 哉		
	6	座間味 薫		
	7	山 内 聰		
欠席（不応招）議員				
会議録署名議員	9	山 城 太	10	玉 城 克 義
職務のため議場 に出席したもの	事務局長	小那覇 安 啓	書 記	宇茂佐 和 代
	係 長	玉 城 民 枝		
地方自治法第121条に より説明のため議場に 出席した者の職氏名	村 長	與那嶺 幸 人	住 民 課 長	山 城 徳 男
	副 村 長	大 城 清 紀	福祉保健課長	島 袋 輝 也
	総務課長	島 袋 隆 則	総務課主幹	當 山 清 巳
	教 育 長	謝 花 弘	会 計 管 理 者	與那嶺 敏 秋
	学校教育課長	田 港 朝 津		
	社会教育課長	上 間 恒 章		
	建 設 課 長	金 城 正 明		
	経 済 課 長	小那覇 安 隆		

## 平成25年第2回今帰仁村議会定例会

議事日程第4号

平成25年6月13日（木曜日）

1. 開 議 午前10時

2. 付議事件及び順序

日 程 番 号	議 案 番 号	事 件 名	摘 要
1	議案第24号	今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について	討論・採決
2	議案第25号	土地の取得について	討論・採決
3	議案第26号	平成25年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について	討論・採決
4	議案第27号	工事請負契約について	討論・採決
5	議案第28号	工事請負契約について	討論・採決
6	同意案第3号	固定資産評価員の選任について	討論・採決
7	同意案第4号	教育委員の任命について同意を求める件	討論・採決
8	諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	討論・採決
9	陳情第4号	消費税率引き上げの中止を求める陳情書	説明・質疑 討論・採決
10	陳情第5号	防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書	説明・質疑 説明・質疑 討論・採決
11	陳情第6号	住民の安全・安心を支える「国の出先機関の原則廃止」に関する要請書	説明・質疑 討論・採決
12	陳情第7号	「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願い	説明・質疑 討論・採決
13	陳情第8号	北部にヤギのセリ市の開催を求める陳情書	説明・質疑 討論・採決
14	陳情第9号	「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情	説明・質疑 討論・採決
15	陳情第10号	日台漁業取決めの見直しを求める支援要請について	説明・質疑 討論・採決
16	意見書第3号	消費税率引き上げの中止を求める意見書	説明・質疑 討論・採決
17	意見書第4号	防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書	説明・質疑 説明・質疑 討論・採決
18	意見書第5号	B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書	説明・質疑 討論・採決
19	意見書第6号	年金2.5%の削減中止を求める意見書	説明・質疑 討論・採決
20		閉会中の継続審査申出書（総務文教委員会）	

○ 議長 久田浩也君 ただいまの出席議員は11名です。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (開議時刻 午前10時00分)

日程第1. 「議案第24号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第24号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第24号 今帰仁村子ども医療費助成条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 「議案第25号 土地の取得について」を議題とします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第25号 土地の取得について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第25号 土地の取得について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 「議案第26号 平成25年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第26号 平成25年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第26号 平成25年度今帰仁村一般会計第1回補正予算について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4.「議案第27号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第27号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第27号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5.「議案第28号 工事請負契約について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「議案第28号 工事請負契約について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「議案第28号 工事請負契約について」は、原案のとおり可決されました。

日程第6.「同意案第3号 固定資産評価員の選任について」を議題といたします。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午前10時02分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。(再開時刻 午前10時03分)

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第3号 固定資産評価員の選任について」を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「同意案第3号 固定資産評価員の選任について」は、原案のとおり可決されました。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。(休憩時刻 午前10時03分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時04分)

日程第7.「同意案第4号 教育委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「同意案第4号 教育委員の任命について同意を求める件」を採決いたします。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「同意案第4号 教育委員の任命について同意を求める件」は、原案のとおり可決されました。

日程第8.「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を議題といたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」を採決いたします。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて」は、原案のとおり可決されました。

日程第9.「陳情第4号 消費税率引き上げの中止を求める陳情書」を議題といたします。

本件について、委員長長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成25年6月13日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

## 陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月10日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

### 記

#### 陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第4号	消費税率引き上げの中止を求める陳情書	採 択 す べ きもの	社会保障財源は、庶民への増税 や消費税の増税ではなく、「内部留 保260兆円」と言われる大企業や大 資産家に応分の負担を求める、応 能負担原則を徹底する方向で財源 を確保すべきだと考える	

- 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(「討論なし」の声あり)
- 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。  
これから「陳情第4号 消費税率引き上げの中止を求める陳情書」を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)
- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。  
したがって「陳情第4号 消費税率引き上げの中止を求める陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。  
日程第10.「陳情第5号 防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書」を議題といたします。  
本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。
- 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成25年6月13日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月10日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第5号	防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書	採 択 す べ き も の	東日本大震災や連年の台風などにより、全国各地で大きな被害が発生しているなか、公務労働者は国・地方を分かたず、復旧・復興に向けて全力で取り組んでいる。こうした中で、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の発揮が不可欠である。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第5号 防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第5号 防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第11、「陳情第6号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関の原則廃止」に関する要請書」を議題といたします。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時10分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時10分)

本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

- 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成25年6月13日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月10日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第6号	住民の安全・安心を支える 「国の出先機関の原則廃止」 に関する要請書	採 択 す べ き 物	現在の都道府県制度をなくし、 国の役割を外交や防衛、危機管 理、金融などに限定する、「道州 制」導入の議論が活発化してい る。国民のための議論ではなく、 道州制導入ありきの議論が進め ば、国民のくらし・福祉・教育な どに関わる国家責任が大きく後退 する。  また、更なる市町村合併によっ て、住民生活・地域格差の拡大が いっそう進行し、住民との距離が 広がることによる住民自治の形骸 化が懸念される。	

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時13分)



○ 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時15分)  
これから質疑を行います。質疑はありませんか。  
(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。  
これから「陳情第6号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関の原則廃止」に関する要請書」を採決いたします。  
本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。  
したがって「陳情第6号 住民の安全・安心を支える「国の出先機関の原則廃止」に関する要請書」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第12. 「陳情第7号 「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願い」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成25年6月13日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

### 陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月10日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第7号	「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願い	採択すべきもの	<p>B・C型肝炎という国内最大の感染症被害を招いたことは国に責任があり、国と地方公共団体には患者を救済する責務があると定めた肝炎対策基本法は「国及び地方公共団体は肝炎患者が必要に応じて適切な肝炎医療を受けることができるよう、経済的負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする」とのほか、肝硬変・肝がん患者への特別な支援、肝炎予防・肝炎検査の促進、医療機関の整備などの肝炎対策に取り組むよう求めている。</p> <p>よって、患者が安心して治療を続けられるよう、治療と命を支える公的支援制度を確立するよう求める。</p>	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第7号「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願い」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第7号「B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」採択へのお願い」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第13. 「陳情第8号 北部にヤギのセリ市の開催を求める陳情書」を議題といたします。  
本件について委員長の報告を求めます。経済建設委員長 與儀常次君。

○ 経済建設委員長 與儀常次君

平成25年6月13日

今 帰 仁 村 議 会  
議 長 久 田 浩 也 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

### 陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月10日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

#### 記

#### 陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第8号	北部にヤギのセリ市の開催を求める陳情書	採 択 す べ き も の	現在、農家はセリを行うため、一日がかりで燃料費、高速料金等の直接的、間接的経費を負担し、セリ市のある糸満市まで通っている状況である。  平成23年度において、沖縄県全体でのヤギ飼育頭数は、約8,600頭、そのうちの4割弱が山原地域で飼育され、今帰仁村においては約660頭が飼育されていることから、山原地域のヤギ生産者が連携をとり、本村のセリ市においてもセリが開催できるよう取り組む必要がある。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第8号 北部にヤギのセリ市の開催を求める陳情書」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第8号 北部にヤギのセリ市の開催を求める陳情書」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第14.「陳情第9号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

平成25年6月13日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

総務文教委員長 東恩納 寛 政

### 陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月10日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

#### 記

#### 陳 情 報 告 に つ い て

受理番号	件 名	審査結果	意 見	措 置
陳情第9号	「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情	採 択 す べ き も の	年金削減は、高齢者だけの問題ではありません。高齢者の大幅収入減は地域の経済にも大きな影響を与え、自治体の収入減にも直結することは言うまでもありませ	

			<p>ん。深刻な不況が続く日本経済への打撃も看過できません。</p> <p>よって、年金2.5%の削減中止を強く求める。</p>	
--	--	--	--	--

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第9号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情」を採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第9号 「年金2.5%の削減中止を求める意見書」採択に関する陳情」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第15.「陳情第10号 日台漁業取決めの見直しを求める支援要請について」を議題といたします。

本件について委員長の報告を求めます。経済建設委員長 與儀常次君。

○ 経済建設委員長 與儀常次君

平成25年6月13日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

経済建設委員長 與 儀 常 次

### 陳 情 審 査 報 告 書

本委員会は、6月10日付託された陳情審査の結果、下記の通り決定したので会議規則第94条の規定により報告します。

記

陳情報告について

受理番号	件名	審査結果	意見	措置
陳情第10号	日台漁業取決めの見直しを求める支援要請について	採択すべきもの	「日台漁業取決め」により、台湾漁船に自由な操業を認めることは、今後、漁具被害等のトラブルが増大し、漁場が更に狭隘になるか完全に占拠され失われる恐れが充分にあり、そのために関係漁業者にとっては死活問題となり、本県水産業の衰退を招くことが大変危惧される重大問題である。	

○ 議長 久田浩也君 これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「質疑なし」と認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「討論なし」と認めます。

これから「陳情第10号 日台漁業取決めの見直しを求める支援要請について」を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択です。委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「陳情第10号 日台漁業取決めの見直しを求める支援要請について」は、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第16.「意見書第3号 消費税率引き上げの中止を求める意見書」を議題といたします。

本件について、提出者の説明を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

意見書第3号

平成25年6月13日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	内 間 利 三
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫

### 消費税率引き上げの中止を求める意見書

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

### 消費税率引き上げの中止を求める意見書

政府は、消費税率を2014年に8%、2015年までに10%に引き上げるといふ、消費税増税法を実施する動きである。

沖縄県の試算では、消費税率が10%になると4人世帯で年間平均34万6,000円の消費税負担になることが明らかとなっている。本県においては、全国一高い失業率と県民所得が全国でもっとも低いという厳しい生活環境の中で、消費税が増税されると県民生活は一層困難に陥ることになる。

国民負担では、消費税増税分と社会保障の負担増で年間16兆円もの増税が国民生活を直撃すると言われ、増税法成立後も国民世論は二分し、どの世論調査を見ても、増税に「反対」する回答が「賛成」を上回っている。

増税が実施されると、震災関連で直接的、間接的被害を受けて苦しむ多くの国民に打撃を与え、生活は一層厳しくなり、さらなる景気悪化を招くことになる。また、復興に向け必死に努力している被災者にも重税を強いることになる。

消費税率が3%から5%に引き上げられた当時も国民生活と中小企業の経営に大打撃を与え、不況を一層深刻にしたことも教訓にしなければならない。

欧米では富裕層に対する増税の流れが広がっている。一方日本の法人実効税率は、様々な特別措置で実際の税率よりも低く優遇されている。法人税の実効税率5%引き下げをやめれば、10年間で12兆円の財源が確保できることは財務省の試算からも明らかである。社会保障財源は、消費税に頼らず能力に応じて負担するという、「応能負担原則」を徹底した税制改革で賄うよう求めるものである。

よって、本議会は消費税率の引き上げを中止するよう要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月13日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 消費者担当大臣

○ 議長 久田浩也君 「意見書第3号 消費税率引き上げの中止を求める意見書」は会議規則第39条第2項の規定により質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第3号 消費税率引き上げの中止を求める意見書」を採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第3号 消費税率引き上げの中止を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第17. 「意見書第4号 防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」を議題といたします。

本件について、委員長の説明を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

意見書第4号

平成25年6月13日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	内 間 利 三
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫



防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの  
体制・機能の充実を求める意見書

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの  
体制・機能の充実を求める意見書

東日本大震災や連年の台風などにより、全国各地で大きな被害が発生しているなか、公務労働者は国・地方を分かつたず、復旧・復興に向けて全力でとりくんでいる。国の機関ではこれらの活動にあたり、全ての地方出先機関が本省と一体となって役割を發揮している。仮に国の出先機関の廃止や地方移譲が行われていたなら、迅速な復旧などのとりくみは極めて困難であったと考えられる。そうした復旧・復興の活動は報道でも取り上げられ、公務・公共サービスの重要性や「構造改革」路線の問題点が指摘されるとともに、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の双方による責任と役割の發揮が不可欠なことが改めて明らかになった。

その一方で、現在の都道府県制度をなくし、国の役割を外交や防衛、危機管理、金融などに限定する、「道州制」導入の議論が活発化している。国民のための議論ではなく、道州制導入ありきの議論が進めば、国民のくらし・福祉・教育などに関わる国家責任が大きく後退すること、また、さらなる市町村合併によって住民生活・地域格差の拡大がいつそう進行し、住民との距離が広がることによる住民自治の形骸化などが懸念される。

さまざまな政府統計が示すとおり、国民の所得と消費は下がり続け、就業・営業や就学の困難が増し、格差と貧困が広がり続けている。また、東海地震や東南海・南海地震の発生が確実視されるなど生活への不安は増すばかりとなっている。こうしたなかで、国民のいのちを守り安全・安心を確保するためには、国と地方の共同による責任と役割の發揮が不可欠である。

出先機関の原則廃止をはじめとする「地域分権改革」や「道州制」は、地域において国が果たすべき責任と役割をあいまいにするもので、政府の使命に反するとともに憲法第25条の完全保障を求める国民的要求にも背くものである。

よって、政府におかれては、下記の事項について実現するよう強く要望する。

記

1. 「道州制」の導入をはじめとした「地方分権改革」や独立行政法人の制度・組織の見直しなどにより、行政サービスの低下を招くことがないようにしてください。
2. 憲法第25条の完全保障を実現するため、国と地方の共同を強めるとともに、公務・公共サービスの体制・機能の充実をはかってください。

3. 防災対策など住民の安全・安心を確保するために必要な、国の出先機関や独立行政法人の体制・機能の充実をはかってください。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月13日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣  
沖縄及び北方対策担当大臣

○ 議長 久田浩也君 「意見書第4号 防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第4号 防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第4号 防災対策など住民の安全・安心を支える公務・公共サービスの体制・機能の充実を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第18、「意見書第5号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」を議題といたします。

本件について、委員長の説明を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 議長 久田浩也君 休憩します。

(休憩時刻 午前10時35分)

○ 議長 久田浩也君 再開します。

(再開時刻 午前10時35分)

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

意見書第5号

平成25年6月13日

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納	寛	政
賛成者	山 城		太
〃	内 間	利	三
〃	玉 城	克	義
〃	山 内		聰
〃	座間味		薫

#### B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

#### B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書

わが国にはB型肝炎150万人、C型肝炎200万人ほどの感染者・患者がいると推定され、その大半は集団予防接種や治療時の注射針・筒の使い回し、輸血、血液製剤の投与などの医療行為による感染が原因の医原病とされる。このような感染被害の拡大を招いたことに対する「国の責任」と、肝炎患者を救済する責務を明記した肝炎対策基本法が平成22年1月に施行された。

しかし、今なお感染被害は償われず、多くの患者が肝炎の進行と高い医療費負担、差別などに苦しめられ、毎日約120人もの肝炎患者が亡くなっている。「薬害C型肝炎救済特別措置法」、「特定B型肝炎患者への給付金等支給特措法」が成立し、裁判を通じて補償・救済されるしくみができた。しかしカルテや明確な証明が必要なため、裁判にだして救済されるのはほんの一握りにすぎない。C型肝炎患者の9割以上を占める注射器の使い回しや輸血が原因の患者、母子感染ではないとの証明ができないB型肝炎患者の大半は補償・救済のしくみがない。肝炎治療費そのものへの支援策がないため、医療費が払えずに治療を断念せざるをえず、重症化し、命の危険にさらされる患者も少なくない。

このように現行法によって法的救済、補償を受けられる患者はごく一部であり、注射器の使い回し、輸血、薬害によるB型・C型肝炎患者に対して、国が感染被害を償い、いつでも、どこでも安心して治療を続けられるために、肝炎治療と命を支える公的支援制度を確立することが求められている。

よって、国会及び政府におかれては、肝炎対策基本法にもとづいて、医原病によるB型・C型肝炎患者を救済するため、下記の事項について速やかに必要な措置を講じるよう強く要望する。

記

1. 肝炎対策基本法に基づき患者救済に必要な法整備、予算化をすすめ、B型・C型肝炎患者が適正な救済を受けられることを旨とした救済策を実施すること。
2. 肝炎治療薬、検査費、入院費への助成をはじめ、肝炎治療費への公的支援制度を確立するとともに、肝硬変、肝がん患者への障害手帳の交付基準を改善し、肝炎対策基本法が定めたB型・C型肝炎による肝硬変、肝がん患者への特別な支援策を講じること。
3. 治療体制・治療環境の整備、治療薬・治療法の開発、治験の迅速化などをはかること。
4. 肝炎ウイルスの未検査者、ウイルス陽性者の未治療者の実態を調査し、早期発見・早期治療につなげる施策を講じるとともに、B型・C型肝炎への偏見差別の解消、薬害の根絶をはかること。
5. 医原病であるB型・C型肝炎による死亡者には一時金、感染者・患者には健康管理手当・支給金を支給する法制度の確立によって、感染被害が償われ、持続的に治療を続けられる環境を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月13日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先 衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 法務大臣 財務大臣  
総務大臣 厚生労働大臣

○ 議長 久田浩也君 「意見書第5号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第5号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」を採決いたします。  
お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○ 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第5号 B型肝炎・C型肝炎患者の救済に関する意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第19. 「意見書第6号 年金2.5%の削減中止を求める意見書」を議題といたします。

本件について、委員長の説明を求めます。総務文教委員長 東恩納寛政君。

○ 総務文教委員長 東恩納寛政君

意見書第6号

平成25年6月13日

今 帰 仁 村 議 会

議長 久 田 浩 也 殿

提出者	東恩納 寛 政
賛成者	山 城 太
〃	内 間 利 三
〃	玉 城 克 義
〃	山 内 聰
〃	座間味 薫

年金2.5%削減中止を求める意見書

上記議案を会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出します。

年金2.5%削減中止を求める意見書

国会は、昨年2.5%削減法を含む、国民生活に直結する重要法案を成立させました。その中でもとりわけ年金2.5%削減の実施は、深刻な不況と生活苦の中にある高齢者の生活を圧迫し、悲惨な結果を招くことが危惧されています。

年金は自治体の高齢者住民に直接給付される収入であり、特に大都市部をはなれた沖縄県の当地域では、その削減は地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、消費を冷え込ませ不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることは明らかであります。

さらに、今準備されているデフレ下のマクロ経済スライドの実施など、限りない年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心に年金離れが一層進み、年金制度への信頼はさらに低下することが懸念されます。

よって、本議会はこのような事態を踏まえて、高齢者の生活と地域経済を守るために、年金の2.5%削減中止を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月13日

沖縄県国頭郡今帰仁村議会

宛先

内閣総理大臣 厚生労働大臣

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時42分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前10時43分)

「意見書第6号 年金2.5%の削減中止を求める意見書」は、会議規則第39条第2項の規定によって質疑、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

これから「意見書第6号 年金2.5%の削減中止を求める意見書」を採決いたします。

お諮りします。

本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって「意見書第6号 年金2.5%の削減中止を求める意見書」は、原案のとおり採択されました。

日程第20.「閉会中の継続審査申出書」の件を議題といたします。

総務文教委員長から、目下、委員会において、継続審査について会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りいたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。

総務文教委員長からの申し出書のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長 久田浩也君 「異議なし」と認めます。

したがって総務文教委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

- 議長 久田浩也君 休憩します。 (休憩時刻 午前10時45分)
- 議長 久田浩也君 再開します。 (再開時刻 午前11時05分)

本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。

平成25年第2回今帰仁村議会定例会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前11時05分)

上記、地方自治法第123条第2項の規定により次に署名する。

今 帰 仁 村 議 会

議 長 久 田 浩 也

署名議員 山 城 太

署名議員 玉 城 克 義